

クリーニング師研修・業務従事者講習

北見会場

開催のお知らせ

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を

受講しましょう!!



●クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に従事してから1年以内に、その後は3年に一度、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。

- ・日 時：令和8年7月12日（日） 12：20～16：20
- ・会 場：北見芸術文化ホール（北見市泉町1丁目3番22号）
- ・受講料：クリーニング師研修5,000円 業務従事者講習4,500円
- ・申込期間：令和8年6月9日～令和8年6月30日

衛生対策

事故対策

最新情報

研修・講習でトラブル防止・確かな技術・信頼されるお店の第一歩を!!

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修

令和8年度
クリーニング師

研修修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング師の研修を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

（公財）全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準による知事の指定講習

令和8年度
クリーニング業務従事者

講習修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング業務従事者の講習を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

（公財）全国生活衛生営業指導センター

- ◎ 受講者情報は、知事へ報告します。
- ◎ 受講者には、修了証・終了済みステッカーを交付します。

《《 お問合わせ先 》》

公益財団法人

北海道生活衛生営業指導センター

札幌市中央区大通西16丁目3番12号

錦興産大通ビル302号室

TEL：011-615-2112

FAX：011-615-2113

Q 1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、必ず3年に一度受講する必要があります。会場で受講できない場合は、第2型（通信制）を受講してください。

関連Q :案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

A 最寄り会場の開催日に都合が悪い方は、別会場や通信制の研修を受講してください。

Q 2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに
- ② クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに従事者（クリーニング師を含む。）数5名につき1名の割合で営業者が指名した方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名）
 - ※ 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。
 - ※ 同じ店舗のクリーニング師の方がクリーニング師研修を受講した場合、講習を受講したものとみなされます。

Q 3 クリーニング師の父親が引退しましたが、必要な手続きを教えてください。

A 従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況や従事者数等に変更があった場合、保健所に「**変更届**」が必要です。